

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：平成28年3月30日（平成28年（行情）諮問第275号）

答申日：平成29年3月7日（平成28年度（行情）答申第781号）

事件名：「我が国の領海及び内水で国際法上の無害通航に該当しない航行を行う外国軍艦への対処について」について担当部局が行政文書ファイルにつづった文書等の一部開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

「下記3件の閣議決定の担当部局が行政文書ファイルにつづった文書の全て（平成27年6月29日付け閣副事態第215号で特定された後につづられたもの）。 * 『行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令』別表でいう『七 電磁的記録』があれば、それを希望。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙に掲げる22文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、一部開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

- ① 「我が国の領海及び内水で国際法上の無害通航に該当しない航行を行う外国軍艦への対処について」（平成27年5月14日 閣議決定）
- ② 「離島等に対する武装集団による不法上陸等事案に対する政府の対処について」（平成27年5月14日 閣議決定）の担当部局が行政文書ファイルにつづった文書の全て。
- ③ 「公海上で我が国の民間船舶に対し侵害行為を行う外国船舶を自衛隊の船舶等が認知した場合における当該侵害行為への対処について」（平成27年5月14日 閣議決定）の担当部局が行政文書ファイルにつづった文書の全て。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年11月27日付け閣副事態第344号により内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、文書の再特定を求める。

2 審査請求の理由

（1）開示請求の確認を改めて求める。

本件開示請求については平成27年9月29日付けで、かつ郵送で申

請を行っている。したがって、開示決定通知書が示すように同年9月30日付けでかつ同日受付ということは起こり得ない。

本件開示請求に対して処分庁は請求受付番号を発行していないので、開示請求との同一性を確認することができない。

そこで請求の取り違えの可能性が存在するので、確認を求めるものである。

(2) 電磁的記録についても特定を求める。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。そこで電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

(3) 開示実施手数料の見直しを求める。

本件対象文書に電磁的記録（既にスキャナで読み取ってできた電磁的記録又は既に保有している電磁的記録）が存在すれば、これに係る開示実施手数料は1ファイルにつき210円である。その場合、原処分に係る開示実施手数料は開示決定通知書での請求額より少なくなると思われるので、開示実施手数料の見直しを求めるものである。

(4) 他にも文書が存在するものと思われる。

テーマの重要性を鑑みると、原処分で特定された答弁書以外にも実務に使用されている文書が存在するものと思われる。

また本件開示請求において処分庁は文書が存在しないと当初説明していた。ところが実際に原処分が下されると文書は存在していたのである。

これはおそらく処分庁において本件対象文書の整理保存がずさんであったため、当初の説明になったものと思料される。

このような状況を鑑みると、本件開示決定にあたっては文書の特定漏れが起こっている可能性は十分あるので、改めて関係部局を探索の上、発見に努めるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の趣旨について

審査請求人が行った本件請求文書の開示請求に対して、処分庁において、法9条1項に基づき、原処分を行った。

2 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、審査請求の趣旨として「開示請求の確認を改めて求める。」とし、審査請求の理由として、「本件開示請求については、平成27年9月29日付けで、かつ郵送で申請を行っている。したがって、開示決定通知書が示すように同年9月30日付けでかつ同日受付ということは起こり得ない。本件開示請求に対して処分庁は請求受付番号を発行していないので、開示請求との同一性を確認することができな

い。」旨主張しているが、処分庁において保有し、行政文書開示等決定通知の根拠となった行政文書開示請求書は、開示請求者が開示請求日付を修正した際に使用した開示請求者私印と思われる印影が確認できることを鑑みれば、「開示請求と同一性を確認することができる」ところである。

- (2) また、審査請求人は、審査請求の趣旨として「電磁的記録についても特定を求める」とし、審査請求の理由として「電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求める」旨主張しているが、本件対象文書は電磁的記録が存在せず紙で保管している文書であることから、処分庁において、本件対象文書全体を開示できる方法として、「①閲覧」、
「②複写機により白黒で複写したものの交付」及び「③スキャナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付」を行政文書開示等決定通知書に記載したところである。
- (3) さらに、審査請求人は、審査請求の趣旨として「開示実施手数料の見直しを求める」とし、審査請求の理由として「本件対象文書に電磁的記録（既にスキャナで読み取ってできた電磁的記録又は既に保有している電磁的記録）が存在すれば、これに係る開示実施手数料は1ファイルにつき210円である。その場合、原処分に係る開示実施手数料は開示決定通知書での請求額より少なくなると思われるので、開示実施手数料の見直しを求めるものである。」旨主張しているが、上述のとおり、本件対象文書は電磁的記録が存在せず、紙で保管している文書であるため、審査請求人の主張に対応できないところである。
- (4) 審査請求人は、審査請求の趣旨として「他にも文書が存在するものと思われる」とし、審査請求の理由として「テーマの重要性を鑑みると、原処分で特定された答弁書以外も実務に使用されている文書が存在するものと思われる。また本件開示請求において処分庁は文書が存在しないと当初説明していた。ところが実際に原処分が下されると文書は存在していたのである。これはおそらく処分庁において本件対象文書の整理保存がずさんであったため、当初の説明になったものと思料される。このような状況を鑑みると、本件開示決定にあたっては文書の特定漏れが起こっている可能性は十分あるので、改めて関係部局を探索の上、発見に努めるべきである。」旨主張している。原処分にあたり、処分庁において、書庫、担当職員の机の中及びパソコン内の電子データ等を探索したが、本件対象文書以外の本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。さらに、本件審査請求後、処分庁において改めて探索したが、本件対象文書以外の本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

したがって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分は妥当である。

3 結語

以上のとおり、原処分は妥当であり、原処分は維持されるべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成28年3月30日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 平成29年1月27日 | 審議 |
| ④ | 同年3月3日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、平成27年5月14日に決定された治安出動・海上警備行動等の発令手続の迅速化等に係る3つの閣議決定（以下、併せて「閣議決定」という。）の担当部局が、平成27年6月29日付け閣副事態第215号（以下「前回開示決定」という。）で特定された以降に、行政文書ファイルにつづった文書である。

審査請求人は、本件対象文書の電磁的記録及び他の文書の特定を求めており、諮問庁は、本件対象文書を特定し一部開示した原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

（1）本件対象文書以外の本件請求文書に該当する文書の保有の有無

ア 本件対象文書以外の本件請求文書に該当する文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

（ア）前回開示決定に係る開示請求は平成27年5月18日に受け付けたので、前回開示決定に係る開示請求においては、同日までの間に、担当部局が、行政文書ファイルにつづった文書を特定した。したがって、本件開示請求については、同月19日から本件開示請求（同年9月30日受付）までの間に、担当部局が、行政文書ファイルにつづった文書を求めていると解した。

（イ）審査請求人は、処分庁が「文書は存在しないと当初説明していたが、実際に開示決定が下されると文書は存在していた」旨審査請求の理由として述べている。処分庁としては、本件開示請求が行われた当初、前回開示決定に係る開示請求以降、本件開示請求までの間に、閣議決定に関して行政文書ファイルにつづられた文書は存在しないと認識していたため、平成27年10月6日付けの審査請求人宛の文書において、本件開示請求に該当する文書は保有していない旨の説明をしたものである。審査請求人からは開示請求を継続する旨の意向が示されたので、改めて検討した結果、関連国会答弁が本

件開示請求に該当すると考え、本件対象文書を本件請求文書に該当する文書として特定した。

(ウ) 原処分時及び本件審査請求後に、処分庁において、書庫、担当職員の本機の中及びパソコン内等を探索したが、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

イ 前回開示決定に係る開示請求の受付は、閣議決定の4日後になされており、本件開示請求は、閣議決定がなされた以降に、閣議決定に関して担当部局が行政文書ファイルにつづった文書を求めているものと解されることを踏まえると、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書は保有していない旨の諮問庁の上記アの説明が不自然、不合理とはいえず、他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）において本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

(2) 本件対象文書の電磁的記録の保有の有無

ア 本件対象文書の電磁的記録の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、本件対象文書は、いずれも、処分庁において電磁的記録にて作成又は取得した文書であるが、一体的に行政文書ファイルで管理するために印刷して紙媒体で保存することとしたものであり、元の電磁的記録は必要がないため廃棄したとのことであった。

イ 本件対象文書については、電磁的記録は保有していない旨の諮問庁の上記アの説明が不自然、不合理とはいえず、他に電磁的記録の存在をうかがわせる事情も認められないことから、内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書（電磁的記録）を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、一部開示した決定については、内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子、委員 池田綾子、委員 中川丈久

別紙

文書 1	平成 2 7 年 5 月 1 9 日	参外防委答弁書
文書 2	平成 2 7 年 5 月 2 0 日	衆外務委答弁書
文書 3	平成 2 7 年 5 月 2 2 日	衆外務委答弁書
文書 4	平成 2 7 年 5 月 2 6 日	衆外務委答弁書
文書 5	平成 2 7 年 5 月 2 7 日	衆平和安全特委答弁書
文書 6	平成 2 7 年 5 月 2 8 日	衆平和安全特委答弁書
文書 7	平成 2 7 年 6 月 1 日	衆平和安全特委答弁書
文書 8	平成 2 7 年 6 月 1 2 日	衆平和安全特委答弁書
文書 9	平成 2 7 年 6 月 1 7 日	衆平和安全特委答弁書
文書 1 0	平成 2 7 年 6 月 2 6 日	衆平和安全特委答弁書
文書 1 1	平成 2 7 年 7 月 3 日	衆平和安全特委答弁書
文書 1 2	平成 2 7 年 7 月 8 日	衆平和安全特委答弁書
文書 1 3	平成 2 7 年 7 月 1 0 日	衆平和安全特委答弁書
文書 1 4	平成 2 7 年 7 月 1 3 日	衆平和安全特委答弁書
文書 1 5	平成 2 7 年 7 月 2 7 日	衆平和安全特委答弁書
文書 1 6	平成 2 7 年 7 月 2 8 日	衆平和安全特委答弁書
文書 1 7	平成 2 7 年 7 月 2 9 日	衆平和安全特委答弁書
文書 1 8	平成 2 7 年 8 月 1 1 日	衆平和安全特委答弁書
文書 1 9	平成 2 7 年 8 月 1 9 日	衆平和安全特委答弁書
文書 2 0	平成 2 7 年 8 月 2 1 日	衆平和安全特委答弁書
文書 2 1	平成 2 7 年 9 月 1 4 日	衆平和安全特委答弁書
文書 2 2	平成 2 7 年 9 月 1 6 日	衆平和安全特委答弁書